



緊急対策のお知らせ

新型コロナウイルス感染拡大によって、本市の経済や市民生活は大きな影響を受けており、早急な対応が必要となっています。

そこで市は、現状を緊急支援の局面として捉え、市民の皆さんの生活を守るための各種支援策に取り組みます。

特別定額給付金

特別定額給付金（1人当たり10万円）を、迅速かつ確実に給付することで、生活支援を行います。

●対象

4月27日時点で、市の住民基本台帳に記録されている人

●受給権者 世帯主

●給付額 1人当たり10万円

●申請方法

原則、マイナンバーカードを利用し

たオンライン申請または、郵送での申請

※感染拡大防止のため、窓口での受け付けは行いません



【オンライン申請手順（受け付け中）】

①スマートフォンなどの申請端末で、世帯主名義の通帳やキャッシュカードを撮影

※スマートフォンは、iPhone7以上、Androidは多くの端末で対応

②①の端末にマイナポータルアプリをダウンロード

③②のアプリを起動し、カードリーダーでカードを読み込み、4桁の暗証番号を入力し、ログイン

④申請フォームに世帯主、世帯員、振込口座などの情報を入力し、①で撮影した写真をアップロード

⑤署名用電子証明書利用のための暗証番号*を入力し、送信

※マイナンバーカードを取得した際、自身で設定した英数字を含む6桁以上16桁以内の暗証番号

【郵送による申請手順（5月中旬以降）】

①市からの申請書を郵便で受領

②受給権者名義の振込口座情報などを記入した申請書に、必要書類を添えて市へ返送

※郵送申請は、5月中旬を目途に申請書を市が発送。詳細が決まり次第、市ホームページで

お知らせします

申 特別定額給付金事業推進室

☎23-8071



小学校臨時休業中の放課後児童クラブの開設

小学校の臨時休業中、市内69カ所の放課後児童クラブは、原則、午前中から開所しています。

※一部の放課後児童クラブでは、人員配置の関係や、児童の感染予防のため、やむを得ず開所する場合や、通常より時間を短縮する場合があります。開設状況など詳しくは、各放課後児童クラブまたは、市ホームページで確認ください

●注意事項

・小学校の臨時休業中に放課後児童クラブを利用できるのは、既に放課後児童クラブに入会中の児童に限ります

・保護者の皆さんの仕事が休みの場合など、家庭で保育が可能なときは、極力家庭で保育してください

・利用する場合は、毎朝、検温を行ってください

・体調不良などの場合には、利用を控えてください

申 保育課 ☎23-4894



国民健康保険税・介護保険料の減免

感染拡大の影響により、一定程度収入が減少した人、主たる生計維持者が死亡または、重篤な傷病を負った世帯などに対し、国民健康保険税・介護保険料を減免します。必要な手続きを経たうえで詳細が決まり次第、市ホームページでお知らせします。

【国民健康保険税の減免】

●要件・減免割合

要件	減免または免除
①主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った	全額免除
②主たる生計維持者の事業収入や不動産収入、給与収入などのいずれかが、前年に対し10分の3以上減少が見込まれ、その収入以外に係る前年の所得の合計が400万円以下かつ、前年の総所得金額などが1,000万円以下であること	当該年度の保険税額に、前年の合計所得金額に対し減少することが見込まれる収入に係る前年所得の割合を乗じた対象保険税額に、前年の合計所得金額の5つの区分に応じた割合を乗じた額

●減免の期間

令和元年度および2年度分の保険税で、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に、普通徴収の納期限（特別徴収の場合は、特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているもの

※資格取得時が2月以降でも対象

問 保険年金課 ☎23-2127

【介護保険料の減免（65歳以上の介護保険第一号被保険者）】

●要件・減免割合

要件	減免または免除
①主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った	全額免除
②主たる生計維持者の事業収入や不動産収入、給与収入などのいずれかが、前年に対し10分の3以上減少が見込まれ、その収入以外に係る前年の所得の合計が400万円以下であること	当該年度の保険料額に、前年の合計所得金額に対し減少することが見込まれる収入に係る前年所得の割合を乗じた対象保険料額に、前年の合計所得金額の2つの区分に応じた割合を乗じた額

●減免の対象期間

令和元年度分および2年度分の介護保険料で、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に、普通徴収の納期限（特別徴収の場合は、特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているもの

※資格取得時が2月以降でも対象

問 介護保険課 ☎23-2596

住居確保給付金

経済的に困窮し住居を失った人、または、失う恐れのある人の住居の確保を支援します。

●給付額（1月当たり）

家賃相当額について、収入に応じて算定された額（上限有り）を給付

単身世帯（29,000円）、2人世帯（35,000円）、

3～5人世帯（38,000円） ※6人以上世帯は要相談

●給付期間 3カ月間

※一定の条件で、最長9カ月まで延長可能

●給付方法 家主（賃貸住宅の貸主）・不動産仲介業者などへの代理納付

●申請要件 次の全てを満たす人

・仕事を失い経済的に困窮し、住居を失った、または、その恐れがあること

・申請時点で離職・廃業などの日から2年以内である

こと。または、個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が本人の都合によらず減少して、就労の状況が離職・廃業の場合と同等程度の状況にあること

・離職前に主たる生計維持者であったこと（申請時に主たる生計維持者になっている場合も含む）

・申請月の世帯全体の収入合計額が、基準以下であること

・申請時点の世帯全体の現金および預貯金の合計額が、基準以下であること

・職業訓練受講給付金を、全ての世帯員が受給していないこと

・全ての世帯員が暴力団員でないこと

・誠実かつ熱心に求職活動を行い、月1回、市生活自立相談センターの支援員に相談を行うこと

申 市生活自立相談センター（都城市社会福祉協議会内）☎46-5325

子育て世帯への臨時特別給付金

児童手当受給世帯に一時金（1人当たり1万円）を給付し、子育て世帯を支援します。

●対象

令和2年4月分（3月分を含む）の児童手当の受給者 ※特例給付の対象者を除く

●対象児童

平成16年4月2日～令和2年3月31日生まれの児童

●給付額 1人当たり1万円

●申請 不要

●給付開始時期 6月中を目途に支給

詳細が決まり次第、市ホームページでお知らせします。

申 こども課 ☎23-2684



傷病手当金の支給

国民健康保険加入の被用者が、新型コロナウイルスに感染、または、感染の疑いから休業した場合に、傷病手当金を支給します。

●支給額

直近3カ月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額×2/3×日数

●適用期間

令和2年1月1日～9月30日の間で、療養のため就労できない期間

問 保険年金課 ☎23-2634

都城夜間急病センター発熱外来開設

都城夜間急病センターでは、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、夜間の医療体制の維持と医療崩壊を防ぐため、「発熱外来」を開設。一般外来と発熱外来の患者が接触しないようにすることで、院内感染を防止します。

※同センターでは、PCR検査は実施していません

●開設場所 都城夜間急病センター西側駐車場

●開設時間 19時～24時

●診察方法

①駐車場入口で、発熱の確認

②車内で、看護師による問診

③簡易施設で、医師による診察※オンライン診療含む

※深夜0時以降は、入室規制を行い、都城夜間急病センター内で受け付け後、簡易施設で診察を行います

問 都城夜間急病センター（19時～翌朝7時まで）

☎36-8890

新型コロナウイルス感染拡大によって、本市の経済や事業者の皆さんの経済活動は大きな影響を受けており、早急な対応が必要となっています。

そこで市は、現状を緊急支援の局面と捉え、事業者の皆さんの活動や生活、雇用を守るための各種支援策に取り組めます。

がんばろう都城！ 事業者支援金

感染拡大の影響により売上げが減少した中小企業や、個人事業者に対する緊急支援を行います。

●対象 詳細が決まり次第、市ホームページでお知らせします

●要件 令和2年2月から6月のいずれかの月の売上げが、前年同月と比較して減少していること

●支援額 20万円

※国が行う持続化給付金と重複して受給可能。国の持続化給付金については、経済産業省ホームページで確認

●申請窓口 都城市中小事業者支援センター（都城市コミュニティセンター内に5月上旬開設予定）

※感染拡大防止のため、郵送で受け付け

●受付開始時期 5月上旬

申請書の配布場所など、詳細が決まり次第、市ホームページでお知らせします。

●申問 商工政策課 ☎23-2983



飲食店応援プロジェクト

飲食店が創意工夫を凝らして行うテイクアウトなどの情報を、市ホームページで発信。さらに、新たな取り組みなどに対する必要な経費を支援。この他、店舗に設置する「のぼり」を配布し、プロジェクトに参加する飲食店をPRします。

●対象 テイクアウト（持ち帰り）やデリバリー（宅配）などを行う飲食店

※テイクアウトやデリバリーとは、客の注文に応じて、その場所で調理したものを、持ち帰り用としてその場所で提供するサービスや、客の求める場所に届けるサービス。作り置きの商品を提供するサービスは対象外

●支援額 1店舗・1回限り5万円

●条件 市ホームページ「飲食店応援プロジェクト」への掲載が条件

●受付開始時期 5月上旬 ※掲載は随時受け付け

申し込み期間など、詳細が決まり次第、市ホームページでお知らせします。すでに掲載中の店舗は、市から連絡します

●申問 みやこんじょPR課 ☎23-2615



宮崎県中小企業融資制度 「新型コロナウイルス感染症緊急対策貸付」

●取扱期間 令和2年3月13日～6月1日まで

※延長の可能性あり

●対象

【セーフティネット保証4号・危機関連保証】

感染拡大の影響により、原則、直近1カ月の売上げ高などが、前年同月に比べ15%以上減少している、かつ、その後2カ月を含む3カ月間の売上げ高などが、前年同期に比べ15%以上減少することが見込まれる中小企業者・組合

【セーフティネット保証5号】

指定業種に属する事業を行っていて、最近3カ月間の売上げ高などが、前年同期に比べ5%以上減少している中小企業者・組合

【一般保証】

感染拡大の影響により、原則、最近1カ月の売上げ高などが、前年同月に比べ3%以上減少している、かつ、その後2カ月を含む3カ月間の売上げ高などが、前年同期に比べ3%以上減少することが見込まれる中小企業者・組合

※一般保証は、都城市新型コロナウイルス感染症緊急対策利子補給事業の対象外

詳しくは、県ホームページで確認ください。

●申問 商工政策課 ☎23-2983



新型コロナウイルス感染症緊急対策利子補給事業

宮崎県中小企業融資制度「新型コロナウイルス感染症緊急対策貸付」を利用した人に対し、市が利子の全額を補給（3年間）します。

●対象 県中小企業融資制度「新型コロナウイルス感染症緊急対策貸付」のセーフティネット保証4号・5号・危機関連保証の融資を受けた、市内に住所および事業所を有する中小企業者・組合（一般保証を除く）
※市税の滞納がないこと

●補給期間 融資実行日から最長3年間

●補給額 対象期間中の利子（年0.7%～1.4%）の全額

●手続き

- ①毎年12月に、市が、申請者へ申請書を送付
- ②翌年1月に、融資を受けた金融機関の発行する証明書など、申請に必要な書類を市へ提出
- ③3月中をめどに、前年に支払った利子の総額を一括で補給

●申問 商工政策課 ☎23-2983

中小企業等相談・サポート体制強化事業

雇用調整助成金やセーフティネット保証認定申請など、専門的な知識や複数の書類の提出が求められる手続きなどの円滑化と、中小企業者の負担軽減のため、税理士や行政書士、社会保険労務士などの専門家が相談に応じます。

●対象 市内に住所を有する人、または市内で事業を営む人

●料金 原則無料

●主な相談内容

- ①金融支援
- ②各種申請書類作成
- ③その他、経営など全般

●設置日 週2日 9時～16時を予定

※相談時間は最長50分・事前予約が必要

予約受付開始時期など、詳細が決まり次第、市ホームページでお知らせします。

●申問 商工政策課 ☎23-2983



企業などとの人材マッチング支援

市では、感染拡大などの影響を受けて離職した人などの再就職を目的として、市ホームページで市内企業などの情報を発信する「就職応援サイト」を開設しました。

●内容 公的支援情報や、ハローワークなどの求人情報を提供。企業説明会中止などにより、企業情報を得る機会を失った学生に向けた情報も発信

詳しくは、市ホームページで確認ください。

●申問 総合政策課 ☎23-7161



地場産品消費拡大事業

市では、感染拡大の影響を受け、売り先をなくした地場産品などを集め、復興支援をイメージさせる「みやこのじょう！ 復袋！」として、市公式オンラインショップ「極上！ みやこのじょう！」で販売しています。

●購入可能な人 インターネットショッピングモール「楽天市場」を利用できる人は、市民も含め日本全国の人が購入可能 ※割引クーポンあり

購入方法など詳しくは、市公式オンラインショップ「極上！ みやこのじょう！」で確認ください。

●申問 ふるさと産業推進局 ☎23-2193



※掲載内容は4月27日時点。変更の可能性もあるため、最新情報を市ホームページで確認、または、各窓口まで問い合わせてください。 申は申し込み、問は問い合わせ

新型コロナウイルス感染症に関する相談・給付金等申請窓口

がんばろう都城！ 事業者支援金
1事業者当たり20万円を給付
●窓口 都城市中小事業者支援センター ※5月上旬開設 ☎23-2983（商工政策課）

中小企業等緊急貸付（セーフティネット）
セーフティネットなどの認定申請会場設置
●窓口 都城市中小事業者支援センター ※5月上旬開設 ☎23-2983（商工政策課）

中小企業等相談・サポート窓口
専門家による事業者向け無料相談会を開催
●窓口 都城市中小事業者支援センター ※5月上旬開設 ☎23-2983（商工政策課）

飲食店応援プロジェクト
テイクアウトなどの取り組みを応援
●窓口 みやこんじょPR課 ☎23-2615

（国）持続化給付金
1事業者当たり最大200万円給付
●窓口 中小企業 金融・給付相談窓口 ☎0570-783183

（国）雇用調整助成金
休業手当などの事業主負担額を助成
●窓口 宮崎労働局助成金センター ☎0985-61-8288

特別定額給付金
1人当たり10万円を給付
●窓口 特別定額給付金事業推進室 ☎23-8071

子育て世帯臨時特別給付金
対象児童1人当たり1万円を給付
●窓口 こども課 ☎23-2684

住居確保給付金
減収世帯の家賃相当額を支援
●窓口 都城市生活自立相談センター ☎46-5325

帰国者・接触者相談センター
感染が疑われる人の相談
●窓口 帰国者・接触者相談センター ☎0986-23-4504（平日昼間） ☎0985-44-2603（休日・祝日・夜間）

新型コロナウイルス緊急生活支援・経済対策班
他の経済対策などの問い合わせ
●窓口 総合政策課 ☎23-7161



詳しくは、市ホームページで確認ください。